

手話言語にまつわる法制度・施策

国

静岡県

静岡市

理念的規定

- ・基本理念
- ・責務・役割
- ・施策の基本的事項

「手話」にかかる理念・施策の基本的事項の規定

理念を具現化する施策・事業

障害者基本法

第3条（地域社会における共生等） 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。（H23改正）

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 R4施行

第1条（目的） この法律は、（略）障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得及び利用に並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、（攻略）附帯決議 手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めること。

【未制定】手話言語法
障害者情報アクセシビリティ・
コミュニケーション施策推進法の
付帯決議で言及されている

静岡県手話言語条例

目的・定義・基本理念
県の責務・市町との連携及び協力
県民等の役割・事業者の役割
施策（基本的事項）など

仮称）静岡市手話言語条例

目的・定義・基本理念
市の責務・市民の役割・事業所の役割
施策（基本的事項）など

障害者総合支援法

第77条 市町村の地域生活支援事業
第78条 都道府県の地域生活支援事業
地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施
複数ある事業メニューのうち必須事業として
「意思疎通支援事業」「手話奉仕員養成研修事業」「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業」等を位置づけ（補助による財政支援）

補助

都道府県の地域生活支援事業

- ・特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣
- ・派遣に係る市町村間相互の連絡調整
- ・その他の広域的な対応が必要な事業

市町村の地域生活支援事業

- ・意思疎通支援（※）を行う者の派遣
※手話その他主務省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援すること
- ・意思疎通支援を行う者を養成する事業

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、
相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現